

### 1 計画策定の背景及び位置付け

- (1) 自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定する。
  - (2) 西東京市総合計画、西東京市地域福祉計画など関連する他の計画との整合性を図る。
- ⇒「こころの健康・自殺予防の推進」（西東京市第 2 次総合計画・後期基本計画）  
 「自殺対策の充実」（第 4 期西東京市地域福祉計画）

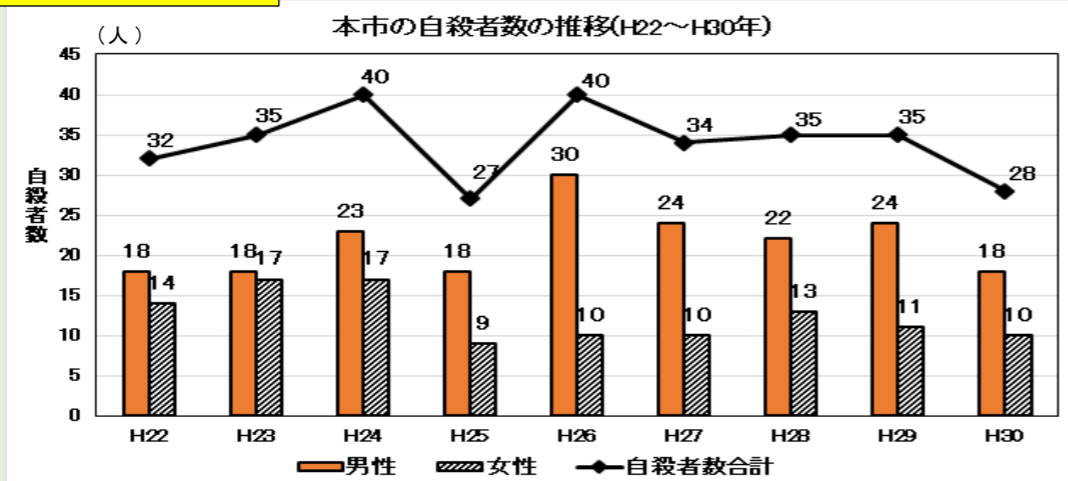
### 2 計画の方向性、期間及び目標

方向性 「誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくり」

期間 令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）【5 年間】  
 ただし、国や東京都の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。

目標 令和 2 年から令和 4 年までの「自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）」の平均を、平成 27 年から平成 29 年までの平均から 20 パーセント減少させる。

### 3 本市の自殺の現状



自殺者数合計は、平成 26 年の 40 人をピークに平成 30 年には、28 人と減少している。また、男性が女性の約 2 倍の数となっている。

出典：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

年代別の死因順位（H25～H29 年）

|    | 10歳代             | 20歳代   | 30歳代            | 40歳代  | 50歳代  | 60歳代  |
|----|------------------|--------|-----------------|-------|-------|-------|
| 1位 | 自殺               | 自殺     | 自殺              | 悪性新生物 | 悪性新生物 | 悪性新生物 |
| 2位 | 悪性新生物<br>不慮の事故   | 不慮の事故  | 悪性新生物           | 自殺    | 心疾患   | 心疾患   |
| 3位 | 心疾患<br>循環器系の先天奇形 | 悪性新生物  | 心疾患             | 脳血管疾患 | 脳血管疾患 | 脳血管疾患 |
| 4位 | —                | 内分泌系疾患 | 精神行動障害<br>不慮の事故 | 不慮の事故 | 自殺    | 肺炎    |
| 5位 | —                | —      | 脳血管疾患           | 心疾患   | 肝疾患   | 肝疾患   |

年代別の死因順位は、10 代から 40 代までは、自殺が死因の上位となっている。また、職業別では、働いている方が 34%、無職の方が 63%の割合となっている。

資料：厚生労働省「人口動態統計」

### 4 施策体系

自殺総合対策推進センターによる「西東京市地域自殺実態プロファイル 2018 更新版（2017 年実績）」において、本市が取り組むべき生きる支援対策の重点項目は、「①子ども・若者」「②無職者・失業者」「③生活困窮者」「④勤務・経営」と分析している。

自殺は、日常生活上の様々な課題や問題が生じる中、解決していく糸口や相談につなぐことができずに孤立した中で状況が悪化し、追い込まれた末に生じているとする調査結果がある。本市では、上記の 4 項目に対する対策を軸としながら、現在実施している取組や事業を計画に位置付け、一体的（総合的）に取り組む。

## 5 基本施策

### (1) 本市におけるネットワークの強化

市内、関係機関及び地域団体等の様々な取組や事業の充実により、自殺対策につなげることを啓発する。また、各部署・機関が行う取組や事業の相乗効果により、多様な相談先で適切な支援が受けられるような連携を図る。

## 6 主な取組

- (1) 各相談支援機関の有機的連携の推進
- (2) 市民活動団体等とのネットワークの充実
- (3) 西東京市生きる支援対策会議の開催

### (2) 生きる支援(自殺対策)を支える人材の育成

自殺のリスクを抱えた方を早期に発見するためには、生きづらさを抱えている方のサインに気づき、必要な支援につなげることが重要である。「気づき」のための人材育成は、生きる支援を推進する上で欠かせない取組である。これまで取り組んできたゲートキーパー研修の内容を検証し、対象者の拡大に努める。

- ゲートキーパー研修の開催
- ① 職員以外への、対象者を広げた取組を図る。
  - ② 市民、地域を活動場所としている方・団体、委託先事業者などへ出前講座等を通して実施する。

### (3) 市民への自殺予防の啓発と周知

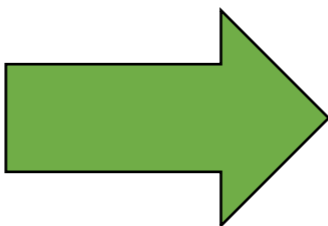
自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得ることであり、誰もが当事者になり得る重大な問題である。キャンペーン等を通じて市民の理解促進を図る。また、悩みを抱えた方が、生きるための支援相談機関などで、必要な支援を受けられるように、効果的な情報提供に努める。

- (1) 市ホームページの「生きる支援(自殺対策)ページ」の作成
- (2) 生きるための支援(自殺予防)相談機関一覧の啓発
- (3) 民生・児童委員、ほっとネット推進員など、地域で活動する方への情報提供のしくみを検討
- (4) 西東京市健康づくり推進プラン作成時のアンケート調査に、ゲートキーパーの認知度に関する質問項目を追加

## 5-2 生きる支援関連施策

### (1) 生きることを阻害する要因を減らす取組

### (2) 生きることを促進する要因を増やす取組



現在実施している事業を「生きる支援関連施策」として2項目に整理し、本計画に位置付ける。このことにより、既存事業の充実が「生きるための包括的支援」となり、「自殺に追い込まれることのない地域づくり」を進める。

## 7 取組及び事業の評価

計画策定後は、西東京市生きる支援対策会議及び西東京市健康づくり推進協議会において、各課の取組の進捗状況を把握・評価する。以後、当該結果に基づき、PDCAサイクルを通じて必要な改善を行う。